

令和2年5月15日

益田市総合福祉センターご利用の皆様へ

益田市社会福祉協議会
会長 末 成 弘 明
(公 印 省 略)

総合福祉センターの貸館利用の再開について（お知らせ）

平素は、総合福祉センターをいつもご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、皆さんもご承知のとおり、政府は新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」について、島根県を含む39県の解除を5月14日に決定しました。

つきましては、益田市の意向も踏まえ中止しておりました貸館を5月16日（土）から再開することといたしましたので、お知らせいたします。

なお、緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点とご利用される皆様の健康・安全面を考慮し、施設の利用につきましては、下記の点を徹底させていただきます。

ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- (1) 37.5℃以上の発熱、強いだるさ、息苦しさ、味覚・嗅覚異常等の症状が出ている場合は、ご利用できません。
- (2) 過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、ご利用をお控えください。
- (3) 新型コロナウイルス感染症にかかるリスクを少しでも低下させるため、福祉センターへ来館される際は、マスクの着用を各自でお願いいたします。また、入館時には窓口で検温と手指のアルコール消毒のご協力もお願いします。
- (4) 新型コロナウイルスは接触感染の恐れがあるため、自分専用のタオルやハンカチを必ず持参いただきますようお願いいたします。
- (5) 利用される際には、3密を避け、咳エチケット・手洗い・手指アルコール消毒・換気など感染防止対策を徹底してください。また、隣席スペースの確保やより広い部屋への変更を検討してください。
- (6) 不特定多数の来場又は概ね30人以上の参加が予想される会議等でのご利用は出来ません。

〔問合せ先〕

益田市総合福祉センター

電 話・FAX 0856-23-4177